

このリリースに関する連絡先

三島祐子
広報担当アシスタントマネージャー
03 6271 9408
yuko.mishima@bakermckenzie.com

ベーカーマッケンジー、アサヒグループによるアンハイザー・ブッシュ・インベブ社のブランド及び関連事業の取得にかかる融資に関して、三井住友銀行に法的アドバイスを提供

【東京発 2017 年 4 月 14 日】ベーカーマッケンジー法律事務所（外国法共同事業）（所在地：東京都港区、代表パートナー：ジェレミー・ピッツ）は、アサヒグループホールディングス株式会社（以下、「アサヒグループ」）が Anheuser-Busch InBev SA/NV（以下、「AB インベブ社」）から、①ビールブランド「Peroni」、「Grolsch」、「Meantime」及びその関連事業の取得、並びに②AB インベブ社のチェコ共和国、スロバキア共和国、ポーランド、ハンガリー、ルーマニア（以下、「中東欧 5 カ国」）事業を取得した両案件において、融資を行った株式会社三井住友銀行（以下、「三井住友銀行」）に対し、法的アドバイスを提供しました。

アサヒグループは、「Peroni」、「Grolsch」、「Meantime」ブランド及びその関連事業を 2016 年 10 月に 25 億 5,000 万ユーロ（約 2,945 億円）で、中東欧 5 カ国事業（「Pilsner Urquell」、「Kozel」、「Tyskie」をはじめとするブランド及びその関連資産）を 2017 年 3 月に 73 億ユーロ（約 8,737 億円）で、それぞれ AB インベブ社から取得しました。

両取引は、2016 年 10 月に成立した AB インベブ社による SABMiller plc（以下「SAB ミラー社」）の買収取引（買収価額は 1,050 億米ドル）に関連し、当該 AB インベブ社・SAB ミラー社間の取引の独占禁止法上の要件を満たすために当該ブランド及び事業のスピンオフを行ったものです。

ベーカーマッケンジーでは、東京事務所の銀行・金融グループのギャビン・ラフテリー及び北村辰一郎がリードパートナーとして、両案件チームを率いました。

両案件について北村弁護士は、「このような非常に重要な取引案件において、三井住友銀行とアサヒグループに支援をご提供することができたことを大変光栄に思います」と述べています。

さらに、ベーカーマッケンジーのグローバル買収ファイナンスグループの代表を務めるラフテリー外国法事務弁護士は、「このような複数の法域にまたがる複雑な取引案件に携わることができたことで、ベーカーマッケンジーの買収ファイナンス分野における高い専門性と商業的優位性を改めて示すことができたと思います」と述べています。

本件における責任者



ギャビン・ラフテリー
銀行・金融グループ、パートナー
03 6271 9454
gavin.raftery@bakermckenzie.com

ベーカーマッケンジーのグローバル買収ファイナンスグループの代表を務める。また、アジア太平洋地域の銀行・金融グループ運営委員会及び東京事務所の経営委員会のメンバーを務める。オーストラリア、英国、及び日本において金融法務実務に従事した経験を有し、**Chambers**、**Legal 500**、及び**IFLR**により、日本の銀行・金融分野における優れた弁護士として選出されている。



北村辰一郎
銀行・金融グループ、パートナー
03 6271 9466
shinichiro.kitamura@bakermckenzie.com

東京オフィスの銀行・金融グループに所属。買収ファイナンス（インバウンド及びアウトバウンド）、プロジェクトファイナンス、一般融資、及びコーポレートファイナンスを専門とする。国内外の企業に対し、取引案件及び規制関連事項に関するアドバイスを提供する。**Chambers**により、日本の銀行・金融分野における優れた弁護士として選出されている。

ベーカーマッケンジーについて

ベーカーマッケンジーは、世界を舞台とする厳しい競争に立ち向かうクライアント企業を支援します。私たちは、様々な国や幅広い業務分野に関わる複雑な法的課題を解決します。65年以上にわたり独自の文化を育ててきた当事務所では、13,000人の所員が現地の市場を理解し、複数の国や地域に跨る案件を巧みに遂行することができます。信頼のおける同僚・友人のように、互いに協力して案件に臨むことで、クライアント企業と信頼を築きます。

www.bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカーマッケンジーの東京事務所として1972年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカーマッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

www.bakermckenzie.co.jp



ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。